

令和5年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和5年8月23日（水） 午前9時00分から午前9時57分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
欠	大園 和幸	欠	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	欠	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	欠	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	欠	本田 淳子		

推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	欠	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	欠	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
欠	徳田 潤一	欠	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
欠	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主 事 前田 裕孝

担い手育成係 主 査 西迫 博

5 事務局職員 局 長 宮地 智治

次長兼農地係長 税所 篤行

主幹兼振興係長 上之脇 秀輝

主 幹 前迫 篤弘

主 査 池畑 信幸

主任主事 角野 勝行

主 査 凶師 竜太 (輝北総合支所産業建設課)

主 幹 福嶋 雅明 (串良総合支所産業建設課)

主 査 下川路 茂 (吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農地利用（形質）変更届の専決処分について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 郷原 実行 委員 ・ 泊 義秋 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長
(会長欠席のため副会長)

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和5年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和5年8月23日(水) 開会 午前9時00分 閉会 午前9時57分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

総会前に本日も出席の農業委員、推進委員の皆様へ報告します。

本日の総会は、木場会長が欠席です。よって鹿屋市農業委員会規則第34条第2項の規定により、本日の議事は福元副会長が務めます。以上よろしくお願ひ申し上げます。

議長 私の方で進めさせていただきます。それでは、ただいまより、令和5年度第5回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。はじめに、事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、木場会長、西之原委員、本田委員、有村委員、大園委員の5名です。出席委員数は16名で、定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、徳田委員、立元委員、有馬委員、高田委員、入佐委員の5名です。鹿屋市農業委員会規則第34条第2項の規定により、議長は副会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元副会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号14番の郷原委員と16番の泊委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第29号につきましては、1頁から55頁です。

初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和5年8月24日です。合計面積は、22万4千656㎡、うち更新分8万5千615㎡、内訳として、田が3万4千93㎡、畑が19万563㎡です。利用権を設定する者が74人、設定を受ける者が54人です。始期は、いずれも令和5年9月1日です。期間は、1年、2年、3年、5年、6年、10年、15年、20年です。

次の3頁から40頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。初めに3頁です。

次の1番は、設定期間が1年です。1番は、使用貸借権で新規設定。

次の2番は、設定期間が2年です。2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、次の3番から10頁の15番までは、設定期間が3年です。3番は、賃借権で新規設定。4番は、使用貸借権で新規設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で新規設定。6番は、賃借権で再設定。

次に、6頁、7番、8番は、賃借権で再設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で再設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で再設定。

次に、9頁、13番、14番は、賃借権で再設定。

次に、10頁、15番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の16番から28頁の49番までは、設定期間が5年です。16番は、使用貸借権で新規設定。

次に、11頁、17番、18番は、使用貸借権で新規設定。

次に、12頁、19番は、使用貸借権で新規設定。20番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、21番、22番は、賃借権で新規設定。

次に、14頁、23番、24番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、25番は、賃借権で新規設定。26番は、使用貸借権で新規設定。

次に、16頁、27番は、使用貸借権で新規設定。28番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、29番、30番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、31番、32番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、33番は、賃借権で再設定。

次に、20頁、34番、35番は、賃借権で再設定。

次に、21頁、36番は、使用貸借権で再設定。37番は、賃借権で再設定。

次に、22頁、38番、39番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、40番、41番は、賃借権で再設定。

次に、24頁、42番は、賃借権で再設定。43番は、使用貸借権で再設定。

次に、25頁、44番、45番は、賃借権で再設定。

次に、26頁、46番、47番は、賃借権で再設定。

次に、27頁、48番は、賃借権で再設定。49番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、28頁、次の50番から31頁の55番までは、設定期間が6年です。50番は、賃借権で新規設定。51番は、賃借権で再設定。

次に、29頁、52番、53番は、賃借権で再設定。

次に、30頁、54番は、賃借権で再設定。53番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、31頁、次の56番から39頁の71番までは、設定期間が10年です。56番、57番

は、賃借権で新規設定。

次に、32頁、58番、59番は、賃借権で新規設定。

次に、33頁、60番、61番は、賃借権で新規設定。

次に、34頁、62番、63番は、賃借権で再設定。

次に、35頁、64番、65番は、賃借権で再設定。

次に、36頁、66番、67番は、賃借権で再設定。

次に、37頁、68番、69番は、賃借権で再設定。

次に、38頁、次の70番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、39頁、次の71番は、設定期間が15年です。71番は、使用賃借権で再設定。

次の72番は、設定期間が20年です。72番は、使用賃借権で再設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3頁から39頁までの72件の利用権設定ですが、10頁の3年もの15番と、30頁の6年もの55番が、鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますが、本田委員が欠席のため、このまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 10頁の15番及び30頁の55番は、借り人、本田委員の息子さんが賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 本田委員に係る3年もの1件と6年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、27頁の5年もの49番が、議事参与の制限にあたりますので、中塩屋委員に退席をいただき審議します。

(中塩屋委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 27頁の49番は、借人、中塩屋委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 中塩屋委員に係る5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中塩屋委員：着席)

中塩屋委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、38頁の10年もの70番が議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をい

ただき審議します。

(倉田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 38 頁の 70 番は、借人、倉田委員が使用貸借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 倉田委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 68 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、40 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、40 頁から 47 頁です。まず、40 頁で説明します。公告年月日は令和 5 年 8 月 24 日、合計面積は、4 万 5 千 964 m²です。内訳としまして、田が 9 千 387 m²、畑が 3 万 6 千 577 m²です。所有権を移転する者が 11 人、所有権の移転を受ける者が 11 人です。

次に 41 頁、次の 2 番及び 42 頁の 4 番はあっせん協議が成立したものですので、お目通し願います。また、41 頁の 1 番、42 頁の 3 番、43 頁の 6 番から 46 頁の 11 番までは、全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。

なお、43 頁の 5 番は議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、43 頁の 5 番が議事参与の制限にあたりますので、新原委員に退席をいただき審議します。

(新原委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 43 頁の 5 番は、譲受人の新原委員が、所有権移転を受けるもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 新原委員に係る案件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

議 長 「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(新原委員：着席)

新原委員に係る案件は申請通り許可と決定しました。

41 頁の 2 番と 42 頁の 4 番は、あっせん協議が行われ、あっせん事業活動報告書が 47 頁にあります。41 頁の 2 番はあっせん委員の持増委員に、42 頁の 4 番は、あっせん委員の有村委員と有馬委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

持 増 議席番号 3 番の持増です。2 番について報告いたします。

7 月 31 日、譲渡人と譲受人確認のもと、委員 2 名、事務局職員が同席し、鹿児島きもつき農協東部支所にて農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、肉用牛の生産を主としておられます。協議の結果、総額 20 万円であっせんが成立したことを報告いたします。以上です。

角 野 4 番について報告いたします。

7 月 31 日、譲渡人と譲受人確認のもと、委員 2 名、事務局職員が同席し、輝北総合支所第 2 会議室にて農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、肉用牛の繁殖を主としておられます。協議の結果、贈与にてあっせんが成立したことを報告いたします。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議が成立したもの 2 件と、所有権移転協議が成立したもの 8 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、48 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、48 頁から 54 頁です。まず 48 頁で説明します。公告年月日は、令和 5 年 8 月 24 日です。合計面積は、2 万 3 千 164 m²で、うち、田が 1 千 2 m²、畑が 2 万 2 千 162 m²です。利用権を設定する者が 12 人、利用権の設定を受ける者が 6 人で、新規設定 12 件です。始期は全て、令和 5 年 9 月 1 日で、期間は 5 年及び 10 年です。

49 頁をご覧ください。次の 1 番から 52 頁の 8 番は、設定期間が 5 年です。1 番は、使用貸借権。2 番は、賃借権。

次に、50 頁、3 番、4 番は、賃借権。

次に、51 頁、5 番、6 番は、賃借権。

次に、52 頁、7 番、8 番は、賃借権。

次に、53 頁、次の 9 番から 54 頁の 12 番までは、設定期間が 10 年です。9 番、10 番は、賃借権。

次に、54 頁、11 番、12 番は賃借権。以上です。

議 長 　ただいま説明がありました、49 頁から 54 頁までの中間管理権設定 12 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、55 頁、議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第 30 号につきましては、55 頁から 59 頁です。今回は、所有権移転が 16 件、賃貸借が 7 件、合計 23 件です。

初めに、55 頁です。1 番は、田が 2 筆で 1 千 469 m²の売買です。2 番は、田が 1 筆で 512 m²の贈与です。3 番は、畑が 1 筆で 776 m²の贈与です。4 番は、田が 1 筆で 969 m²の売買です。5 番は、畑が 2 筆で 2 千 143 m²の売買です。

次に、56 頁です。6 番は、畑が 2 筆で 632 m²の贈与です。7 番は、畑が 1 筆で 1 千 112 m²の売買です。8 番は、畑が 2 筆で 1 千 972 m²の売買です。9 番は、田が 2 筆で 1 千 182 m²の売買です。10 番は、畑が 1 筆で 2 千 144 m²の売買です。

次に、57 頁です。11 番は、田が 1 筆で 1 千 335 m²の売買です。12 番は、畑が 3 筆で 4 千 425 m²の売買です。13 番は、畑が 1 筆で 2 千 264 m²の賃貸借です。14 番は、畑が 1 筆で 1 千 776 m²の賃貸借です。

次に、58 頁です。15 番は、畑が 1 筆で 1 千 649 m²の賃貸借です。16 番は、畑が 1 筆で 1 千 354 m²の賃貸借です。17 番は、畑が 1 筆で 2 千 65 m²の賃貸借です。18 番は、畑が 1 筆で 1 千 203 m²の賃貸借です。19 番は、畑が 1 筆で 1 千 140 m²の賃貸借です。

次に、59 頁です。次の 20 番から 23 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　それでは、調査がなされていますので、59 頁の 20 番から 23 番までを園田委員に報告をお願いします。

園 田 　議席番号 5 番の園田です。去る 8 月 10 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、59 頁の 20 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、畑 3 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では露地野菜を作付けするとのことでした。

次に、21 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、畑 2 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地ではタブノキやクヌギを植え付けするとのことでした。

次に、22 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、今回、田 2 筆を購入す

るもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では水稻を作付けするとのことでした。

次に、23番ですが、農業開始の調査です。申請者は市外の方で、今回、畑1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では果樹やサツマイモを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました23件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、60頁、議案第31号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第31号につきましては、60頁の2件です。

1番については、当初計画者が事業資金を確保することが困難となったため、事業承継者が一般住宅を整備するものです。なお、5条申請の1番と関連です。

2番については、当初計画では、北側隣接地との境界から1mの間隔をあけて住宅を建築する計画でしたが、実際には北側の境界線沿いに建設されてしまったことから、隣接との間隔を確保するため転用用地の追加を行うものです。なお、5条申請の11番と関連です。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありました、事業計画変更2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、61頁、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第32号につきましては、61頁です。今回は2件です。

1番は、ガレージ倉庫を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第12回総会で審議済です。

2番は、農業用倉庫を整備するもので、農地区分は、農用地区域内農地農用地利用計画指定用途です。なお、令和4年度第12回総会で審議済です。以上です。

議長 　ただいま、説明がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、62 頁、議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 33 号につきましては、62 頁から 66 頁です。まず、62 頁をご覧ください。

1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。なお、事業計画変更の 1 番と関連です。

2 番は、アパートを整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、診療所及び駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、63 頁をご覧ください。

4 番は、建売住宅及び駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 4 年度第 2 回総会で審議済です。

5 番は、診療所及び駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 4 年度第 10 回総会で審議済です。

次の 6 番から 66 頁の 15 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、調査がなされていますので、63 頁の 6 番から 64 頁の 8 番までを堀之内委員に、64 頁の 9 番と 10 番を松元委員に、65 頁の 11 番から 66 頁の 15 番までを持増委員に、報告をお願いします。

堀之内 議席番号 15 番の堀之内です。去る 8 月 10 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、63 頁の 6 番ですが、申請地は鹿屋田崎簡易郵便局の東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行で、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である、街区 4 割超住宅化農地に該当すると判断しました。

次に 64 頁の 7 番ですが、申請地は川西簡易郵便局の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはあるが、土地改良事業は未施行で、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市外で不動産を営む法人で、申請地に建築条件付土地及び通路を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である、街区 4 割超住宅化農地に該当すると判断しました。

8 番ですが、申請地は鹿屋高等技術専門学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上

の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地の北で発生した災害復旧事業に必要な災害復旧対策仮排水路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である、その他の農地に該当すると判断しました。なお、すでに整備済みであることから始末書が提出されています。

以上、6番から8番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

松 元 推進委員の松元です。去る8月10日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、64頁の9番ですが、申請地は野里運動公園の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である、街区4割超住宅化農地に該当すると判断しました。

次に10番ですが、申請地は野里運動公園の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはあるが、土地改良事業は未施行で、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で不動産業を営む法人で、申請地に建築条件付土地を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である、街区4割超住宅化農地に該当すると判断しました。

以上、9番及び10番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

持 増 推進委員の持増です。去る8月16日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、65頁の11番ですが、事業計画変更の2番と関連があります。申請地は輝北ふれあいセンターの北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりなく、土地改良事業は未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である、その他の農地に該当すると判断しました。なお、すでに整備が始まっていることから始末書が提出されています。

次に12番ですが、申請地は笠之原インターチェンジの南に位置し、申請地付近は、10ha

以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び資材倉庫を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である、街区内4割超住宅化農地に該当すると判断しました。なお、一般住宅の上限面積500㎡を超えていますが、理由書を添えての申請です。

次に13番ですが、申請地は笠之原小学校の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である、街区内4割超住宅化農地に該当すると判断しました。

次に14番ですが、申請地は笠之原小学校の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で不動産業を営む法人で、申請地に建築条件付土地を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である、街区内4割超住宅化農地に該当すると判断しました。

次に、66頁の15番ですが、申請地は串良さくら温泉の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に貸ロール置場を整備し、自身が代表を務める農業法人に貸し付ける計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である、その他の農地に該当すると判断しました。

以上、11番から15番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました15件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、67頁、議案第34号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第34号につきましては、67頁から68頁です。67頁で説明します。右下の表をご

覧ください。今回は1件で、田が5筆です。対象面積は、田が4千242㎡です。

次の68頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、67頁の1番を川崎委員に報告をお願いします。

川 崎 　　推進委員の川崎です。去る8月16日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。67頁をご覧ください。周辺図等は68頁をご覧ください。農振除外の申し出です。

申請人は市外に本社がある法人で、申請地は鶴峰西地区ふれあいセンターの北西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある第1種農地です。今回、既存の駐車場に事務所等を建設するため、隣接する申請地に駐車場を整備する計画です。既存施設の面積は9千511㎡で、今回の申請地は既存施設の2分の1を超えないため、許可基準である、既存施設の拡張に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれもないことから、調査員としましては、農振除外についての支障はないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、報告がありました案件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、69頁、議案第35号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第35号につきましては、69頁から70頁です。今回は5件です。

次の1番から70頁の5番については、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、69頁の1番から3番までを持増委員に、69頁の4番と70頁の5番を寺下委員に、報告をお願いします。

持 増 　　推進委員の持増です。去る8月10日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、69頁の1番ですが、申請地は、坂宮公民館の東に位置し、上に記載の2筆は昭和年月日不詳から山林化しているとのことでした。また、下に記載の1筆については昭和年月日不詳から、近くの農場に勤務する従業員駐車場の一角として利用されているとのことでした。状況から、いずれも20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は、谷田研修館の東に位置し、昭和年月日不詳から山林化しているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響

もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は、柏木多目的集会施設の北東に位置し、平成10年月日不詳から山林化しているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

寺下 議席番号3番の寺下です。去る8月16日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、69頁の4番ですが、申請地は、白寒水広報研修施設の北東に位置し、昭和60年月日不詳から宅地としているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に、70頁の5番ですが、申請地は、寿北小学校の東に位置し、昭和56年月日不詳から宅地としているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、71頁、議案第36号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第36号につきましては、71頁から73頁です。今回新たに、譲渡希望が71頁の1番から72頁の12番までの12件ですのでお目通し願います。なお、71頁の3番、4番、72頁の9番、11番、12番は賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が73頁の1番から5番までの5件ですのでお目通し願います。なお、3番は、無償、5番は物納としております。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

71頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を田中委員と中尾委員に、2番を本田委員と福元里美委員に、3番を村山委員と本村委員に、4番を田中委員と中尾委員に、5番を中塩屋委員と垣内委員に、6番を新原委員と鶴田委員に、7番を本田委員と福元里美委員に、8番を有村委員と有馬委員に、72頁の9番を本田委員と福元里美委員に、10番を私、福元と入佐委員に、11番を榎原委員と森園委員に12番を畠井委員と西元委員にお願いし

ます。73 頁、賃貸借希望の 1 番を田中委員と中尾委員に、2 番を本田委員と福元里美委員に、3 番を私、福元と入佐委員に、4 番を郷原委員と細川委員に、5 番を中塩屋委員と垣内委員にお願いします。

次に、74 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 74 頁をご覧ください。合意解約につきましては、74 頁から 79 頁です。今回は 11 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、74 頁から、79 頁まで 11 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、80 頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」報告いたします。
所有する畑が、隣接する市道より低いため、雨水が流入し農耕機の利用が困難になっていたことから、畑に盛土をし、適正な耕作ができるように形質変更届が提出されました。

これにつきましては、工期が総会前に着手となっていたことから、7 月 29 日に郷原委員により現地調査を行い、会長のもとで、専決処分としたものです。この専決処分に対し承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

以上で、第 5 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

局 長 それでは、9 月の調査委員を申し上げます。

9 月 12 日、火曜日、4 条・5 条の調査が、中尾委員、福元里美委員でございます。

9 月 12 日、火曜日、農振調査が、畠井委員、上野委員でございます。

9 月 13 日、水曜日、4 条・5 条の調査が、西ノ原委員、入佐委員でございます。

9 月 13 日、水曜日、3 条調査が、田中委員、矢野委員でございます。

9 月の総会は、9 月 22 日、金曜日の 9 時から市役所 7 階大会議室となります。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。
なければ、これを持ちまして令和 5 年度第 5 回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（ 閉 会 ）